平成２２年（フ）第４５７号
北海道旭川市旭町１条13丁目688番地
債務者　古川　行文
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６０号
北海道旭川市東光16条９丁目２番５号　Ａ
債務者　渡邉　美加（旧姓勝本）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６３号
北海道旭川市末広１条２丁目６番１号　パールマンション２Ｆ202号
債務者　若林　清治
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６４号
北海道旭川市末広１条２丁目６番１号　パールマンション２Ｆ202号
債務者　若林すみの
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６６号
北海道旭川市８条通７丁目2431番地
債務者　宮本美津子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６９号
北海道旭川市東８条６丁目５番４―101号　富士スカイハイツ101号
債務者　藤村　　勲
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７０号
北海道旭川市末広１条９丁目３番１号　フラワーコーポ201
債務者　後藤和香奈
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９７１号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン４－１号棟308号
債務者　田中美代子（旧姓前澤）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０２６号
横浜市保土ケ谷区狩場町475番地16　弘香荘101号
債務者　伊藤　　隆
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０３２号
横浜市泉区和泉町2088番地の６
債務者　沓澤　由佳
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１２０号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北２丁目３番19号　マリンライフ東海岸206
債務者　松田　光生
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１９６号
横浜市中区本牧三之谷11番14号　コーポＨＩＲＯ201号室
債務者　田山千登勢
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９９１号
大阪市浪速区戎本町１丁目５番20号マックプレジデンス戎501号、申立時の住所大阪市中央区博労町１丁目３番１号ヨシミツビル201号
債務者　金子明日香
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４６１号
大阪市住吉区大領５丁目10番23号　シャトー花水木302号
債務者　中村　彰親
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部